

☑ 必ずチェック！ 最低賃金

富山県(地域別)最低賃金

時間額 **998** 円

発効日 令和6年10月1日

たしかめたん

富山県で働く
すべての労働者に適用されます。
(パート・アルバイトなどを問いません)

富山県特定(産業別)最低賃金

富山県内の下記「適用産業」の事業場で働く基幹的労働者に適用されます。

件 名	時 間 額 (発効日)	適 用 産 業	適 用 除 外
富山県玉軸受・ころ軸受、他に分類されないはん用機械・装置、トラクタ、金属工作機械、機械工具、ロボット、自動車・同附属品製造業最低賃金	1,035 円 (令和6.12.27)	(1) 玉軸受・ころ軸受製造業 (2) 他に分類されないはん用機械・装置製造業 (3) トラクタ製造業 (4) 金属工作機械製造業 (5) 機械工具製造業 (粉末や金業を除く) (6) ロボット製造業 (7) 自動車・同附属品製造業(自動車製造業(二輪自動車を含む)を除く) (8) (1)~(7)の産業において管理、補助的経済活動を行う事業所 (9) 純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)~(7)の産業に分類されるものに限る。)	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 次の業務に主として従事する者 イ 清掃、片付け又は暗いの業務 ロ 手作業により又は手工具若しくは小型手持動力機を用いて行う包装、洗浄、バリ取り、組付け、袋詰め、箱詰め、選別又は検査の業務
富山県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金	1,002 円 (令和6.12.26)	(1) 電子部品・デバイス・電子回路製造業 (2) 電気機械器具製造業(電球・電気照明器具製造業、電気計測器製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く) (3) 情報通信機械器具製造業(電子計算機・同附属装置製造業及び当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く) (4) 純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)~(3)の産業に分類されるものに限る。)	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 次の業務に主として従事する者 イ 清掃又は片付けの業務 ロ 手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う組線、巻線、かしめ、取付け、バリ取り、洗浄、刻印打ち、検査、選別、レットルはり、包装、袋詰め、箱詰め、捺印、塗装、スポット溶接、パーツ挿入及び乾燥の業務
富山県百貨店、総合スーパーマーケット最低賃金	1,003 円 (令和6.12.26)	百貨店、総合スーパーマーケット ^(※) 、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が百貨店又は総合スーパーマーケットに分類されるものに限る。) [※] 衣食住にわたる各種商品を取扱う事業所で、従業員が常時50人以上のもの	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者

このほか、次の特定最低賃金がありますが、これより高い富山県最低賃金が適用されます。

- (1) 富山県アルミニウム第2次製錬・精製業、アルミニウム・同合金圧延業、アルミニウム・同合金鋳物、アルミニウム・同合金ダイカスト、金属製サッシ・ドア、建築用金属製品、アルミニウム・同合金プレス製品製造業 最低賃金 (時間額 781円)
(2) 富山県自動車(新車)小売業 最低賃金 (時間額 769円)

厚生労働省では、最低賃金引上げにかかる中小企業・小規模事業者に対する支援策の一環として、事業場内で最も低い賃金を引き上げ、かつ、設備投資などを行った場合に、その費用の一部を助成する「業務改善助成金」等、様々な支援策を設けています。また、富山県では、業務改善助成金の上乗せ補助として「富山県賃上げサポート補助金」制度を設けています。ぜひご活用ください。

【業務改善助成金】

- 問い合わせ先 業務改善助成金コールセンター Tel : 0120-366-440
○申請先 富山労働局雇用環境・均等室 Tel : 076-432-2728

【富山県賃上げサポート補助金】

- 申請・問い合わせ先 富山県商工労働部労働政策課 Tel : 076-444-8897



詳しくはこちらから

